

諮問事項 2

岡山県環境への負荷の低減に
関する条例施行規則・排水基準等
告示の改正について

岡 山 県

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則等の一部改正について

1 概 要

(1) 六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準の改正

ア 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法等の環境関係法により規制されていない事業活動等を対象として、独自の規制措置等を定めている。

水質汚濁に係る六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準については、水質汚濁防止法の排水基準と同一としている。

イ 水質汚濁防止法の排水基準の改正

人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、令和3年10月7日に六価クロム化合物及び大腸菌群数に係る公共用水域等の水質汚濁に係る環境基準が見直されたことを受け、令和6年1月25日、水質汚濁防止法の排水基準が改正された。

【水質汚濁防止法施行令及び施行規則の改正内容】

		改正後	改正前	施行日
六価クロム化合物	排水基準	0.2mg/L	0.5mg/L	令和6年4月1日
大腸菌群数	指 標	大腸菌数	大腸菌群数	令和7年4月1日
	排水基準	800CFU/mL	3,000個/cm ³	

ウ 趣 旨

条例の排水基準を水質汚濁防止法に定める排水基準に合わせて改正する。

(2) 六価クロム化合物の地下水汚染に係る基準及び浄化基準の改正

ア 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の概要

条例では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならないとされている。

六価クロム化合物の地下水汚染に係る基準及び浄化基準は、水質汚濁防止法における浄化基準と同一としている。

イ 水質汚濁防止法の浄化基準の改正

排水基準と合わせ、令和6年1月25日、水質汚濁防止法の浄化基準が改正された。

【水質汚濁防止法施行規則の改正内容】

		改正後	改正前	施行日
六価クロム化合物	浄化基準	0.02mg/L	0.05mg/L	令和6年4月1日

ウ 趣 旨

条例の地下水汚染に係る基準及び浄化基準の改正を水質汚濁防止法に定める浄化基準に合わせて改正する。

2 改正案の内容

(1) 六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準の改正

ア 六価クロム化合物

排出水の排水基準を定めている「岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準（以下「排水基準等告示」という。）」別表第7の六価クロム化合物の排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lに改める。

イ 大腸菌群数

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第35条「水の汚染状態を示す項目」の第11号「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

排水基準等告示別表第8の「大腸菌群数（単位 個/cm³）」を「大腸菌数（単位 CFU/mL）」に改め、排水基準を3,000個/cm³から800CFU/mLに改める。

【改正案】

		改正後	改正前	施行日	改正
六価クロム化合物	排水基準	0.2mg/L	0.5mg/L	令和6年7月1日	告示
大腸菌群数	指 標	大腸菌数	大腸菌群数	令和7年4月1日	規則
	排水基準	800CFU/mL	3,000個/cm ³		告示

(2) 六価クロム化合物の地下水汚染に係る基準及び浄化基準の改正

規則別表第9の六価クロム化合物の地下水汚染に係る基準及び浄化基準を0.05mg/Lから0.02mg/Lに改める。

【改正案】

		改正後	改正前	施行日	改正
六価クロム化合物	汚染基準	0.02mg/L	0.05mg/L	令和6年7月1日	規則
	浄化基準				規則

1 排水基準

条例で規制対象としている特定施設を設置している工場・事業場（以下「特定工場」という。）から公共用水域に排出される排出水に係る基準であり、特定工場の設置者は、排水基準に適合させる必要がある。

有害物質及び生活環境項目について定められている。

(1) 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等 28物質

(2) 生活環境項目

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、大腸菌群数、窒素含有量、りん含有量等 計14項目

2 地下水の汚染基準

有害物質（29物質）による地下水の汚染の有無を判断する際の基準であり、有害物質取扱事業所において基準に適合しない地下水を発見したときは、届出、浄化対策を行う必要がある。

3 地下水の浄化基準

有害物質取扱事業所において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康に係る被害を防止するために、事業者に対し、浄化基準に適合するよう地下水の浄化を命ずることができる。

条例及び施行規則

条例	施行規則
(排水基準) 第53条 知事は、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるもの（以下「特定施設」という。）を設置する工場等（以下「特定工場」という。）から公共用水域に排出される水（以下「排水水」という。）の排水基準（以下この款において「排水基準」という。）を定め、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。 (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「有害物質」という。）を含んでいること。 (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 2 略 (有害物質等による土壌及び地下水の汚染の発見時の届出等) 第65条 有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（規則で定める事業所を除く。以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、当該有害物質取扱事業所の敷地内において、規則で定める基準を超える有害物質等による土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかに、その旨及び当該汚染について講じた応急の措置の内容を知事に届け出なければならない。 2 略 (地下水の水質の浄化に係る措置命令等) 第69条 知事は、有害物質取扱事業所において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するために必要な限度において、当該有害物質取扱事業所を設置している者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置を採る	(有害物質) 第34条 条例第53条第1項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1)～(4) 略 (5) 六価クロム化合物 (6)～(28) 略 (水の汚染状態を示す項目) 第35条 条例第53条第1項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(10) 略 (11) 大腸菌群数 (12) 略 (土壌汚染及び地下水汚染に係る基準) 第41条 条例第65条第1項の規則で定める基準は、土壌にあっては別表第7及び別表第8の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に定める基準値とし、地下水にあっては別表第9の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に定める基準値とする。ただし、当該基準は、次に掲げる土壌又は地下水については、適用しない。 (1)～(4) 略 (地下水の水質の浄化に係る措置命令等) 第44条 1 略 2 条例第69条第1項及び第2項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第9の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に定める基準値（以下この条において「浄化基準」という。）を超え

ことを命ずることができる。 2 知事は、前項の浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するために必要な限度において、当該浸透があった時において当該有害物質取扱事業所を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置を採ることを命ずることができる。 3・4 略	る地下水に関し、次に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下この項において「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、条例第69条第1項又は第2項の命令を2以上の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の有害物質取扱事業所における有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（第4項において「削減目標」という。）を達成することとする。 (1)～(4) 略 3・4 略
---	---

施行規則別表第9（第41条、第44条関係）

地下水汚染に係る基準及び浄化基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	1 Lにつきカドミウム0.003mg
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	1 Lにつき鉛0.01mg
5	六価クロム化合物	1 Lにつき六価クロム0.05mg
6	ひ素及びその化合物	1 Lにつきひ素0.01mg
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 Lにつき水銀0.0005mg
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル（別名P C B）	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	1 Lにつき0.01mg
11	テトラクロロエチレン	1 Lにつき0.01mg
12	ジクロロメタン	1 Lにつき0.02mg
13	四塩化炭素	1 Lにつき0.002mg
14	1, 2-ジクロロエタン	1 Lにつき0.004mg
15	1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	1 Lにつき0.1mg
16	1, 2-ジクロロエチレン	1 Lにつき0.04mg
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 Lにつき1 mg
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	1 Lにつき0.006mg
19	1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	1 Lにつき0.002mg
20	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	1 Lにつき0.006mg
21	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン （別名シマジン又はC A T）	1 Lにつき0.003mg
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル （別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	1 Lにつき0.02mg
23	ベンゼン	1 Lにつき0.01mg
24	セレン及びその化合物	1 Lにつきセレン0.01mg
25	ほう素及びその化合物	1 Lにつきほう素1 mg
26	ふっ素及びその化合物	1 Lにつきふっ素0.8mg
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 Lにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10mg
28	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1 Lにつき0.002mg
29	1, 4-ジオキサン	1 Lにつき0.05mg

備考 この表に掲げる基準値は、平成8年環境庁告示第55号（水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法）に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

排水基準等告示

別表第7 排出水の排水基準（その1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 Lにつきカドミウム 0.03 mg
シアン化合物	1 Lにつきシアン 1 mg
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1 Lにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物	1 Lにつき六価クロム 0.5 mg
ひ素及びその化合物	1 Lにつきひ素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 Lにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）	1 Lにつき 0.003 mg
トリクロロエチレン	1 Lにつき 0.1 mg
テトラクロロエチレン	1 Lにつき 0.1 mg
ジクロロメタン	1 Lにつき 0.2 mg
四塩化炭素	1 Lにつき 0.02 mg
1, 2-ジクロロエタン	1 Lにつき 0.04 mg
1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	1 Lにつき 1 mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 Lにつき 0.4 mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 Lにつき 3 mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 Lにつき 0.06 mg
1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	1 Lにつき 0.02 mg
テトラメチルチウラムジスルフィド （別名チウラム又はチラム）	1 Lにつき 0.06 mg
2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン （別名シマジン又はCAT）	1 Lにつき 0.03 mg
N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル （別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	1 Lにつき 0.2 mg
ベンゼン	1 Lにつき 0.1 mg
セレン及びその化合物	1 Lにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 Lにつきほう素 10 mg 海域に排出されるもの 1 Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 Lにつきふっ素 8 mg 海域に排出されるもの 1 Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg
1, 4-ジオキサン	1 Lにつき 0.5 mg

備考

- この表に掲げる排水基準は、昭和49年環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法。以下単に「検定方法」という。）により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと」とは、検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第8 排出水の排水基準（その2）

1 排出水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が50m³以上のものから排出される排出水の排水基準

- (1) 昭和49年9月17日（規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成5年6月1日）前に特定施設を設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。）

工場又は事業場の区分		大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
		日間平均
規則別表第6の5の項に掲げる施設を設置するもの	略	3,000以下
規則別表第6の6の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の7の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6に掲げる施設（同表の20の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるもの以外のものを設置するもの		3,000以下

- (2) 昭和49年9月17日（規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成5年6月1日）以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分		大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
		日間平均
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもので給食施設に係るもの	略	3,000以下
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの		3,000以下
規則別表第6に掲げる施設（同表の20の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるもの以外のものを設置するもの	平均排水量500m ³ 以上のもの	3,000以下
	平均排水量500m ³ 未満のもの	3,000以下

2 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）第3条第2項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で、最大排水量が50m³未満で平均排水量が20m³以上のものから排出される排出水の排水基準

- (1) 平成5年6月1日前に特定施設を設置しているもの

略

- (2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

略

3 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で最大排水量が50m³以上又は平均排水量が20m³以上のものから排出される排出水の排水基準

- (1) 平成5年6月1日前に特定施設を設置しているもの

略

- (2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

略

備考

- 1 この表において「最大排水量」とは、工場又は事業場から排出される排出水の 1 日当たりの最大量をいう。
- 2 この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から通常排出される排出水の 1 日当たりの量をいう。
- 3 この表において「日間平均」とは、1 日の排出水の平均的な汚染状態をいう。
- 4 この表の生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準は、検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 6 この表の工場又は事業場の区分欄に掲げる工場又は事業場の 2 以上のものに該当する工場又は事業場において、それぞれの工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、規則別表第 6 の 20 の項に掲げる施設を設置する工場又は事業場（以下「処理事業場」という。）が排出する排出水については、処理事業場が当該工場又は事業場の属する工場又は事業場の区分に該当するものとみなして適用する。この場合において、処理事業場が 2 以上の工場又は事業場の区分に該当するときは、前項の規定を準用する。
- 8 昭和 49 年 9 月 17 日（規則別表第 6 の 12 の項から 19 の項までに掲げる施設にあっては、平成 5 年 6 月 1 日）の前日において特定施設を設置している工場又は事業場に、同日以後特定施設が設置された場合には、1 の(1)の表の排水基準を適用する。
- 9 昭和 49 年 9 月 17 日（規則別表第 6 の 12 の項から 19 の項までに掲げる施設にあっては、平成 5 年 6 月 1 日）の前日において特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後県内（規則別表第 6 の 12 の項から 19 の項までに掲げる施設にあっては、湖沼法第 3 条第 2 項に規定する指定地域内）において移転した場合には、1 の(1)の表の排水基準を適用する。
- 10 平成 5 年 6 月 1 日の前日において湖沼法第 3 条第 2 項に規定する指定地域外に特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後、同指定地域内に移転した場合には、3 の(1)の表の排水基準を適用する。

新		旧	
(水の汚染状態を示す項目) 第三十五条 条例第五十三条第一項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 一 十 略 十一 大腸菌数 十二 略 別表第九(第四十一条、第四十四条関係) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準		(水の汚染状態を示す項目) 第三十五条 条例第五十三条第一項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 一 十 略 十一 大腸菌群数 十二 略 別表第九(第四十一条、第四十四条関係) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準	
備考 略	有害物質の種類	基準値	
	一 四 略		
	五 六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム	
	六 二十九 略		

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等基準及び排水基準 新旧対照表

新		旧	
別表第七 排出水の排水基準（その二）	許容限度	別表第七 排出水の排水基準（その二）	許容限度
有害物質の種類			
略			
六価クロム化合物			
略	一リットルにつき六価クロム	略	一リットルにつき六価クロム
略	〇・二ミリグラム	略	〇・五ミリグラム
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
別表第八 排出水の排水基準（その二）		別表第八 排出水の排水基準（その二）	
1 排出水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が五十立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準		1 排出水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が五十立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準	
(1) 昭和四十九年九月十七日（規則別表第六の十二の項から十九の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成五年六月一日）前に特定施設を設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。）		(1) 昭和四十九年九月十七日（規則別表第六の十二の項から十九の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成五年六月一日）前に特定施設を設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。）	
工場又は事業場の区分	略	工場又は事業場の区分	略
規則別表第六の五の項に掲げる施設を設置するもの	大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位） 日間平均	規則別表第六の五の項に掲げる施設を設置するもの	大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個） 日間平均
規則別表第六の六の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の六の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の七の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の七の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の十二の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の十二の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の十三の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の十三の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の十四の項から十七の項までに掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の十四の項から十七の項までに掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の十八の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の十八の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下
規則別表第六の十九の項に掲げる施設を設置するもの	八〇〇以下	規則別表第六の十九の項に掲げる施設を設置するもの	三〇〇〇以下

新		旧					
規則別表第六に掲げる施設（同表の二十の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるものの以外のもを設置するもの (2) 昭和四十九年九月十七日（規則別表第六の十二の項から十九の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成五年六月一日）以後に特定施設を設置するもの 工場又は事業場の区分	略	大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位） 日間平均 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下 八〇〇以下	規則別表第六に掲げる施設（同表の二十の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるものの以外のもを設置するもの (2) 昭和四十九年九月十七日（規則別表第六の十二の項から十九の項までに掲げる施設を設置するものにあつては、平成五年六月一日）以後に特定施設を設置するもの 工場又は事業場の区分	略	大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個） 日間平均 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下 三〇〇〇以下		
						規則別表第六の二の項に掲げる施設を設置するもので給食施設に係るもの	規則別表第六の二の項に掲げる施設を設置するもので給食施設に係るもの
						規則別表第六の十二の項に掲げる施設を設置するもの	規則別表第六の十二の項に掲げる施設を設置するもの
						規則別表第六の十三の項に掲げる施設を設置するもの	規則別表第六の十三の項に掲げる施設を設置するもの
						規則別表第六の十四の項から十七の項までに掲げる施設を設置するもの	規則別表第六の十四の項から十七の項までに掲げる施設を設置するもの
						規則別表第六の十八の項に掲げる施設を設置するもの	規則別表第六の十八の項に掲げる施設を設置するもの
						規則別表第六の十九の項に掲げる施設を設置するもの	規則別表第六の十九の項に掲げる施設を設置するもの
						規則別表第六に掲げる施設（同表の二十の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるものの以外のもを設置するもの	規則別表第六に掲げる施設（同表の二十の項に掲げる施設を除く。）のうち前各項に掲げるものの以外のもを設置するもの
						平均排水量五百立方メートル以上のもの	平均排水量五百立方メートル以上のもの
						平均排水量五百立方メートル未満のもの	平均排水量五百立方メートル未満のもの
2・3 略		2・3 略					
備考		備考					
1 10 略		1 10 略					